

佐賀県告示第 245 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から施術管理者を変更した旨の届出があった。

平成 25 年 7 月 19 日

佐賀県知事 古 川 康

名称	施術管理者		変更年月日
白井接骨院	新	松木 幸樹	平成 25 年 4 月 1 日
	旧	古川 政二	